

大情審答申第 360 号
平成 26 年 3 月 14 日

大阪市長職務代理者
大阪市の副市長 村上 龍一 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 24 年 5 月 14 日付け大計監第 36 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 24 年 3 月 15 日付け大計監第 570 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）で公開しないこととした部分のうち、別表に掲げる部分を公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 24 年 3 月 1 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、下記(1)及び(2)を求める旨の公開請求（以下、それぞれ「本件請求(1)」、「本件請求(2)」という。）を行った。

- (1) 大阪市建築指導部監察課が大阪市中心部に所在する建築物〇〇（以下「本件建築物」という。）の所有者又はその管理会社に対して行った建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）上の立入検査、指導、命令等に関する記録
- (2) 本件建築物の所有者又は管理会社が大阪市建築指導部に対して行った改善計画書等の提出文書（(1)及び(2)の対象期間：平成 7 年から現在まで）

2 本件決定

実施機関は、本件請求(1)に係る公文書を「大計監第 541 号の決裁文書『検査結果通知書送付について』」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、①個人の氏名、②改善すべき箇所、実施すべき措置、指示事項に関する部分、指摘事項に関する部分、③建築物内部に関する部分（以下、②についてのみ「本件非公開部分」という。）を公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

なお、本件請求(2)に係る公文書については、不存在による非公開決定を行っている。

記

「条例第7条第1号に該当

(説明)

個人の氏名は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができるものと認められるものであり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第7条第2号に該当

(説明)

改善すべき箇所、実施すべき措置、指示事項に関する部分、指摘事項に関する部分及び建築物内部に関する部分は、法人の事業者の経営上又は技術上の情報で、これを公にすることにより、当該法人の事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。

条例第7条第6号に該当

(説明)

建築物内部に関する部分は、これを公にすることにより、犯罪を誘発・助長するおそれがあり、防犯上の観点から人の生命、身体、財産等の保護、その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じると認められるため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年4月12日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条第1号に基づき異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件非公開部分が条例第7条第2号に該当し、非公開とすることについて異議申立てを行う。
- 2 建築基準法には、第1条に規定するとおり、「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」とあるが、本件建築物は、同法に定める最低の基準に照らし改善すべき箇所等が存在するとの指摘を計画調整局(現在の都市計画局)建築指導部から受けており、本件建築物の所有者である法人(以下「当該法人」という。)が同法の理念に反し、国民の生命、健康及び財産を脅かしかねない行為を行っていることは明白である。
- 3 本件非公開部分について非公開とすることは、上記2の行為を行っている者に対し、

過度に法の保護を与える結果となり、今後も当該法人が同様の行為を繰り返すことを助長することにもつながりかねない。

- 4 本件建築物の賃借人である異議申立人は、本件非公開部分について知る権利を阻害されることにより、同法の理念のもと当然に受けるべき保護を受けることができない状態にあり、異議申立人の生命、健康及び財産が害される危険にさらされている。
- 5 本件非公開部分が条例第7条第2号に該当しないことは明白であり、公開決定することを求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 建築基準法について

- (1) 建築基準法は、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。(第1条)
また、同法第8条では、所有者自らが建築物の維持保全に努めなければならない旨が規定されている。
- (2) 違反建築物に対する行政の対処に関する通常の手法としては、
 - ア 建築基準法上の必要な是正指導を行うとともに、是正状況についてフォローを行う。
 - イ 是正指導に従わない場合は、同法第9条第1項の規定に基づく是正措置命令を行う。
 - ウ さらに是正措置命令に従わない場合は、告発を行う。なお、上記イの命令を行った場合には、併せてその旨を公示する旨が規定されている。(同条第13項)
- (3) 本件建築物については、上記アの是正指導中であり、被是正指導者が是正計画書を提出する予定となっているなど、是正指導に応じる姿勢を示しているため、是正措置命令処分に至っておらず、したがって公示を行っていない。

2 条例第7条第2号該当性について

(1) 本文該当性について

本件非公開部分を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、本件建築物の資産価値を下げ、社会的評価を損なうおそれがある。

(2) ただし書該当性について

ア 国土交通省住宅局建築指導課長名で、平成18年5月11日付け国住指第541号として、「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について(技術的助言)」が出されており、違法行為等を把握、確認した場合、その公表については、「違反の態様に応じ、周囲の安全の確保等公表することの公益性といわゆる風評被害など所有者の財産権の保護等を比較衡量した上で原則として事実関係を公表するものとする」と記載されている。

イ 本件建築物は、不特定多数の者が出入りする大規模集客施設ではない。また、

検査の結果、指摘した事項については、著しく安全性が確保できないものではなく、直ちに人の生命、身体、健康、生活又は財産に危機が及ばないと考えられるため、所有者である当該法人の財産権の保護等を優先した。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいまでもない。

2 本件文書について

本件文書のうち、本件非公開部分が含まれるのは、①「検査結果通知書」、②「既存建築物防災調査表」及び③「既存立入検査調査表」である。

当審査会が、①～③の相互関係について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、以下のとおりであり、したがって、これらに記載されている情報で、同じ内容のものについては、公開・非公開の判断は一致すると認められる。

- (1) ②及び③の内容に基づき、①を作成するため、①～③は一体の文書である。
- (2) ①～③に記載されている情報で、同じ内容のものは連動する情報である。

3 争点

実施機関は、本件請求(1)について、本件決定を行ったのに対して、異議申立人は本件非公開部分が条例第7条第2号に該当しないことは明白であるとして、本件決定の取消し及び本件非公開部分の公開を求めている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件非公開部分の条例第7条第2号該当性である。

4 本件非公開部分の条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号の基本的な考え方

条例第7条第2号は、法人その他の団体や事業を営む個人（以下「法人等の事業者」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等の事業者に関する情報であって、公にすることにより、当該法人

等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができると規定している。

この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものが該当すると解される。

なお、同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、条例第7条第2号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨を規定している。

(2) 本件非公開部分の条例第7条第2号該当性について

ア 本件文書の名宛人は法人等の代表者となっていることから、法人等に該当すると認められるため、本件非公開部分の条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 一般的に、法人等がその所有又は管理する建築物について、立入検査を受けた結果、指示（指摘）事項があったという事実やその指示（指摘）事項の内容は、当該法人等の社会的評価や信用に関わる情報であることから、上記「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」のうち、③に該当し、条例第7条第2号本文に該当すると考えられる。

ウ 次に、本号ただし書該当性について検討する。

本件非公開部分については、実施すべき措置、指示事項の内容を鑑みるに、実施機関が主張するように「指摘した事項については、著しく安全性が確保できない指摘事項ではなく、直ちに人の生命、身体、健康、生活又は財産に危機が及ばないと考えられる」ものではなく、より深刻なレベルにあると認められる。

また、本件建築物は、大規模集客施設ではないものの、異議申立人をはじめとするテナント（衣料品店、飲食店及び異議申立人の事務所）が入居しているとのことであり、仮に指示（指摘）事項が是正されていない状況で、火災等の災害が発生したとすれば、テナント入居者、顧客はもとより、周辺の建築物の利用者の生命、身体等を害するおそれがあると認められる。

エ 以上から、本件決定時に当該指示（指摘）事項が既に是正されていた場合は別として、本件非公開部分については、条例第7条第2号ただし書に該当するとして、公開すべきであったと認められる。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子

別表 公開すべき部分

検査結果通知書、既存建築物防災調査表及び既存立入検査調査表に記載されている非公開部分のうち、個人の氏名を除く部分

(参考) 答申に至る経過

平成 24 年度諮問受理第 14 号

年 月 日	経 過
平成 24 年 5 月 14 日	諮問及び実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 24 年 10 月 30 日	審議 (論点整理)
平成 24 年 11 月 8 日	実施機関理由説明
平成 24 年 11 月 21 日	異議申立人から意見書の提出
平成 24 年 11 月 26 日	異議申立人意見陳述
平成 25 年 1 月 22 日	審議 (論点整理)
平成 25 年 6 月 7 日	審議 (論点整理)
平成 25 年 6 月 21 日	審議 (論点整理)
平成 25 年 8 月 19 日	審議 (論点整理)
平成 25 年 9 月 18 日	審議 (論点整理)
平成 25 年 11 月 11 日	審議 (論点整理)
平成 26 年 1 月 20 日	審議 (答申案)
平成 26 年 2 月 20 日	審議 (答申案)
平成 26 年 3 月 14 日	答申